

費用弁償の対象とする会議について

1 支給根拠…三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第6条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあっては、その費用の弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の対象とする会議

地方自治法の改正により、法第100条第12項で「会議規則に定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」と規定された。これにより、「代表者会議」、「全員協議会」、「議案聴取会」、「委員長会議」、「広聴広報会議」を三重県議会会議規則上に位置づけを行ったことにより、費用弁償の対象とする会議は下表のとおりとなる。

< 平成31年3月18日現在 >

	会議等設置根拠			備考
	地方自治法	会議規則	条例	
本会議	○			} 地方自治法に規定されている。
常任委員会	○			
議会運営委員会	○			
特別委員会	○			
代表者会議		○		} 地方自治法に規定されている「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として、三重県議会会議規則に規定されている。
全員協議会		○		
議案聴取会		○		
委員長会議		○		
広聴広報会議		○	○	
各派世話人会※H23.3.29規則改正		○		
災害対策会議※H31.3.18規則改正		○		} 議会基本条例に規定されている 例:道州制・地方財政制度調査検討会
基本条例第14条の検討会			○	

<費用弁償の対象についての考え方>

地方自治法・会議規則・条例に規定されている会議に出席する場合等を、費用弁償の対象としている。

なお、議会改革推進会議については、議会基本条例に規定されているが、議会の自主的な会議であるため、原則として費用弁償の対象とはしないものとする。

※平成20年9月2日代表者会議で了承された後、平成23年3月29日に各派世話人会、平成31年3月18日に災害対策会議が「協議又は調整を行うための場」として規定された。